

利根沼田文化会館ネーミングライツスポンサー募集要項

「利根沼田広域市町村圏振興整備組合ネーミングライツ導入に関するガイドライン」に基づき、利根沼田文化会館におけるネーミングライツスポンサーを次のとおり募集します。

1 対象施設

- (1) 名 称 利根沼田文化会館（条例上の名称）
- (2) 所 在 地 沼田市上原町1801番地2
- (3) 設置年月 昭和50年9月
- (4) 施設概要 鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造
 - 建築面積 : 3,002.85㎡
 - 建築延面積 : 5,968.74㎡
 - 大ホール客席数 : 965席
 - 小ホール客席数 : 282席
 - 展示ホール面積 : 205.00㎡
 - 管理棟会議室数 : 6室
 - プラネタリウム : 1施設
 - 年間利用者数 : 42,627人

2 希望条件

- (1) ネーミングライツ料
 - 年額 120万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 契約期間
 - 令和9年7月1日から5年間以上
- (3) 命名条件
 - ア 施設の愛称の一部に「とねぬまた」又は「利根沼田」を入れ、愛称だけで「文化ホール」であることが分かること。
 - イ 施設のイメージを損なうことなく、利根沼田圏域住民及び利用者から親しまれるような愛称とすること。
- (4) 留意事項

希望条件を満たさない場合でも応募は可能です。

3 応募資格等

(1) 応募資格

利根沼田広域市町村圏振興整備組合ネーミングライツ導入に関するガイドライン
(以下「ガイドライン」という。)
「4 募集条件 (3)」に準じます。

(2) ネーミングライツにおける広告の範囲

ガイドライン「4 募集条件 (4)」に準じます。

愛称の表示は、施設の敷地内外の看板・標識、組合が発行する印刷物及びホームページを原則とし、愛称看板の数、位置及び大きさは、組合との協議により決定します。

その他の表示希望についても協議の上で決定します。

(3) 愛称使用に伴う費用負担

ガイドライン「4 募集条件 (5)」に準じます。

愛称の看板・標識の設置は、愛称使用開始時期を目途としてネーミングライツスポンサー (以下「スポンサー」という。) が施工するものとし、それに要する費用及び原状回復に要する費用はスポンサーの負担とします。

なお、組合が発行する印刷物及びホームページの表示変更は、組合の負担とします。

(4) 契約終了に伴う愛称看板・標識の撤去

愛称看板・標識の撤去について、スポンサーは契約期間の最終月内までに行うものとします。

ただし、契約更新により愛称看板・標識の表示を継続する場合は、この限りではありません。

4 提出書類及び応募方法

(1) 提出書類

No.	提出書類	部数
1	ネーミングライツスポンサー申込書 (別記様式第1号)	1部

2	担当者届（別記様式第2号）	1部
3	登記事項証明書（商業登記簿謄本）	1部
4	会社概要、事業概要等の分かるもの	1部
5	直近3年間分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）又は確定申告書（青色申告又は白色申告）	1部
6	国税及び地方税を滞納していないことを証明する書面 【国、県、市町村の発行する納税証明書等】	各1部
7	印鑑証明書	1部
8	利根沼田圏域内における地域貢献活動の実績が分かるもの ※実績がある場合のみ	1部
9	利根沼田圏域内及び県内の業務拠点及びその数が分かるもの ※業務拠点がある場合のみ	1部

（2）応募方法

提出書類一式を（3）の受付期間及び時間内に「12 担当」に記載の連絡先に直接提出してください。

（3）受付期間及び時間

期間：令和8年10月20日（火）から令和8年12月20日（日）まで

時間：期間中の月曜日（休館日）を除く午前8時30分から午後5時15分まで

（4）留意事項

ア 申込書等の提出後の再提出及び差し替えはできません。

イ 提出された書類は、返却いたしません。

ウ 申込書等の作成及び提出に係る全ての費用は、応募者の負担とします。

エ 提出書類は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合情報公開条例（平成28年条例第3号）の規定に基づき開示されることがあります。

5 募集要項等に対する質問

応募資格のあるものに対し、募集要項等に対する質問を次のとおり受け付けます。

（1）質問受付期間

令和8年10月20日（火）から令和8年11月29日（日）まで

（2）質問方法

質問事項を質問書（別記様式第3号）に記入の上、「12 担当」に記載のメールアドレスに送付してください。

（3）質問に対する回答

令和8年12月5日（土）までに組合ホームページで回答します。

6 スポンサーの選定方法

ガイドライン「6 選定方法（2）」に準じます。

提出書類を基に、応募された愛称案、ネーミングライツ料、契約期間、経営の安定性、地域貢献などの項目を選定委員会で総合的に審査し、選定します。

7 選定結果の通知

選定委員会での審査後、全ての応募者に審査結果をネーミングライツスポンサー優先交渉権者採用・不採用通知書（別記様式第4号）により通知します。

8 契約の締結

選定委員会による選定後、組合は優先交渉権者と詳細な部分の協議を行い、合意に至った時点で協定書を締結し、愛称看板作製等の準備期間を経て、契約を締結します。

なお、ガイドライン「6 選定方法（3）」に準じて、契約内容をホームページで公表します。

9 ネーミングライツ料の納付

スポンサーは、契約締結後、組合から送付される請求書を受領した日から起算して30

日以内にネーミングライツ料を組合に支払うものとします。

10 スポンサーメリット

- (1) 組合が発行する印刷物及びホームページで愛称を使用します。
- (2) 組合と協議の上、敷地内に愛称看板・標識を設置することができます。
- (3) 利根沼田文化会館利用者に愛称の使用を促します。
- (4) 利根沼田文化会館の施設を契約期間内の年度単位につき1回（1日）無料で使用することができます。
- (5) 契約更新の際は、優先交渉権を付与します。

11 その他留意事項

- (1) 契約期間内での愛称変更はできません。
- (2) 愛称決定後も今後条例で定める名称を併記させていただく場合があります。
- (3) 条例で定める施設名称の変更は行いません。
- (4) 組合は、施設内において、別途、広告の募集を行う場合があります。この場合、広告の内容は、広告事業者の名称、事業名又は商品名の表示までとし、施設入場者に向けて設置するものとします。

12 担当

利根沼田文化会館

〒378-0051 沼田市上原町1801番地2

電話：0278-24-2935

メール：kaikan5@mail.oze.or.jp